

◆ 減免を受けられる方は

	誰が	どんな時に	所得制限	減免の割合		減免の適用期間												
(1) 災 害	被保険者 又は世帯主が	災害、風水害、火災などにより、住宅又は家財について2割以上の損害を受けたとき	なし	保険料の全額より	<table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・5割以上</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>・全壊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・2割以上5割未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・半壊</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>・床上浸水2割以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	損害の程度	減免割合	・5割以上	10割	・全壊		・2割以上5割未満		・半壊	5割	・床上浸水2割以上		理由の生じた日の属する月以降 12か月 ※12か月が翌年度にまたがる場合は年度ごとに申請が必要です。
損害の程度	減免割合																	
・5割以上	10割																	
・全壊																		
・2割以上5割未満																		
・半壊	5割																	
・床上浸水2割以上																		
(2) 所 得 激 減	① 被保険者が	(ア) 3か月以上の休廻業、休職、失業により、理由発生の日以後1年間の世帯の所得の見込額が5割以上減少するとき (イ) 事業において著しい損失を受け、本年の世帯の所得が前年の世帯の所得より5割以上減少するとき (ウ) 重度の心身障害者となった、又は3か月以上の長期入院をしたことにより、理由発生の日以後1年間の世帯の所得の見込額が5割以上減少するとき	600万円以下 の合計額が	保険料の所得割部分より	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保険者の前年の旧ただし書所得</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～100万円以下</td> <td>8割</td> </tr> <tr> <td>～200万円以下</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>～400万円以下</td> <td>4割</td> </tr> <tr> <td>～600万円以下</td> <td>3割</td> </tr> </tbody> </table>	被保険者の前年の旧ただし書所得	減免割合	～100万円以下	8割	～200万円以下	5割	～400万円以下	4割	～600万円以下	3割	理由の生じた日 (ア) 休廻業、休職、失業した日 (イ) 賦課期日(4/1又は資格取得日) (ウ) 重度の心身障害者となった日 3か月以上の入院をした初日		
被保険者の前年の旧ただし書所得	減免割合																	
～100万円以下	8割																	
～200万円以下	5割																	
～400万円以下	4割																	
～600万円以下	3割																	
(3) 低 所 得 者	② 他の被保険者 又は世帯主が	上記(ア)～(ウ)の要件に該当する場合で、世帯の所得の見込額が2割軽減基準額以下となるとき (すでに均等割軽減を受けている被保険者は該当しません)	600万円以下の合計額が	保険料の均等割部分より	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯の軽減対象所得の見込額</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7割軽減基準以下</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>5割軽減基準以下</td> <td>3割</td> </tr> <tr> <td>2割軽減基準以下</td> <td>1割</td> </tr> </tbody> </table>	世帯の軽減対象所得の見込額	減免割合	7割軽減基準以下	5割	5割軽減基準以下	3割	2割軽減基準以下	1割	※翌年度の保険料についても減免の対象になる場合があります。その場合、当該年度の賦課期日(4/1)が理由の生じた日となります。				
世帯の軽減対象所得の見込額	減免割合																	
7割軽減基準以下	5割																	
5割軽減基準以下	3割																	
2割軽減基準以下	1割																	
(4) 法 第 89 条	他の被保険者 又は世帯主が	死亡、離婚その他の事由により、理由発生の日以後1年間の世帯の所得の見込額が2割軽減基準額以下となるとき (すでに均等割軽減を受けている被保険者は該当しません)	なし	保険料の全額より	10割	死亡、離婚、その他の事由が生じた日の属する月以降年度末まで												
	被保険者が	刑事施設などに拘禁されたことにより、療養の給付が1か月以上制限されたとき	なし	保険料の全額より	10割	理由の生じた日の属する月以降その事由の消滅した日の属する月の前月まで												

※「世帯」とは、「賦課期日における同一世帯内の被保険者全員と世帯主」です。

※「所得」とは、「旧ただし書所得」をさし、保険料額決定通知書の保険料算定の基礎の「①賦課のもととなる所得金額」と同じ金額です。

※(2)所得激減②と(3)低所得者の欄の「2割軽減基準額」とは、「低所得者に対する均等割2割軽減の基準額」です。